

函館市湯浜保育園の廃止に伴う転園費用の支払いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市湯浜保育園の廃止に伴い他の教育・保育施設へ転園する子どもの保護者に対して函館市が支払う転園費用（以下「転園費用」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 転園費用の支払を受けることができる者は、平成29年4月1日に函館市湯浜保育園の0歳児から2歳児クラスに在籍し、その後、函館市内の私立特定教育・保育施設（以下「私立施設」という。）に転園した子どもの支給認定保護者とする。

(転園費用)

第3条 転園費用は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 基本分 子ども1人あたり30,000円

(2) 加算分 私立施設の在籍年数に応じて加算

子ども1人あたり年額9,000円（ただし、転園した年度における私立施設の在籍月数が6か月未満の場合は、当該年度については、子ども1人あたり年額4,500円とする）

(転園費用の支払時期)

第4条 転園費用の支払は、転園後その事実を確認のうえ行うものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行し、平成29年4月1日以降に転園した者に適用する。